

審査基準・標準処理期間

所属名	リハビリテーション支援センター
内線番号	外線251-5387

No.	項目	内容
①	処分名	理学療法士等修学資金貸与に係る処分
②	法令名	京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例
③	法令番号	平成8年京都府条例第9号
④	根拠条項	第4条
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	<p>1 全部の返還の免除 次の(1)・(2)のいずれかを満たすこと (1) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに免許を受け、直ちに、前条に規定する業務に従事し、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間業務に従事したこと。 (2) 上記(1)に規定する業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったこと。</p> <p>2 全部又は一部の返還の免除 次の(1)・(2)のいずれかを満たすこと。 (1) 死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなったこと。 (2) 規則で定める事由に該当すること。</p>
	添付の有無	
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑪	問合せ	健康福祉部リハビリテーション支援センター (電話)075-251-5387
⑫	備考	